

**令和7年第2回  
羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）  
会議録**

**日 時** 令和7年4月23日（水）午後1時30分～午後1時40分

**場 所** 羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室

**出席者の氏名** 5名

教育長 儘田 文雄、教育長職務代理者 大井 克己、  
委員 永井 英義、委員 村上 豊子、委員 塩田 真紀子

**欠席者** なし

**傍聴者** なし

**出席した職員の職・氏名**

事務局長 田中 智文、給食課長 田島 等、管理給食係長 鳥海 博幸、  
管理給食係 大瀧 枝里子

**組織市町教育委員会の出席者の職・氏名**

羽村市教育委員会生涯学習部参事 吉川 泰弘  
羽村市教育委員会生涯学習部学校教育課長 平原 貞幸  
瑞穂町教育委員会学校教育部長 目黒 克己

**議事日程**

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第5号 臨時代理の報告及び承認を求めることについて

[令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）  
のうち教育費に係る部分の意見聴取について]

日程第3 議案第6号 臨時代理の報告及び承認を求めることについて

[羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する  
規則の一部を改正する規則]

日程第4 報告事項1 令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第1号）  
について

報告事項2 令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分について

## 会議経過

### \*\*\*\*\* 開 会 \*\*\*\*\*

○教育長（儘田文雄） 改めまして、こんにちは。ただいまの出席者は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）を開催します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

#### 〔日程第1〕

○教育長（儘田文雄） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会会議規則」第27条第2項の規定により、教育長において、永井英義委員を指名します。よろしくお願いいたします。

#### 〔日程第2〕

○教育長（儘田文雄） 日程第2、議案第5号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について〕」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○事務局長（田中智文） 議案第5号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について〕」説明します。

歳入歳出のうち教育費に係る部分につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取すべき事項と定められておりますが、令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）のうち、教育費に係る部分の意見聴取については、事前に教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会行政組織規則」第5条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時に代理したので、同条第2項に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

補正予算の詳細ですが、お手元に配付しました議案第5号を1枚おめくりいただき、別紙「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）案概要説明書」をご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億9千75万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億408万6千円とするものです。羽村市及び瑞穂町が小中学校の給食の無

償化を実施することとしたことから、令和7年度予算において、羽村市、瑞穂町からそれぞれ学校給食費保護者負担軽減事業を予算計上していただきました。

今回の補正は、羽村市、瑞穂町で、3月の定例会において予算計上された補助額に基づき補正予算として措置するものであります。

羽村市、瑞穂町のそれぞれの補助額は、説明欄にも記載がありますが、羽村市から1億7千860万7千円、瑞穂町から、1億1千214万3千円となります。

次に、歳出ですが、学校給食用食材料購入費については、公会計である羽村・瑞穂地区学校給食組合一般会計からではなく、私費会計である羽村・瑞穂地区学校給食費会計から支出することから、歳入額と同額である2億9千75万円を、羽村・瑞穂地区学校給食費会計へ支出する額として予算計上するものです。

以上で、議案第5号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について〕」の説明とさせていただきます。

○教育長（儘田文雄） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。

何か質疑ございますでしょうか。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。議案第5号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）のうち教育費に係る部分の意見聴取について〕」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（儘田文雄） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

〔日程第3〕

○教育長（儘田文雄） 日程第3、議案第6号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則〕」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（田中智文） 教育長、事務局長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○事務局長（田中智文） 議案第6号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則〕」について説明します。

本件は、教育委員会の議決事項である「羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、4月1日付で施行することとなったため、教育委員会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会行政組織規則」第5条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

本規則の改正につきましては、組織市町の学校給食費に対する保護者負担軽減事業実施に伴い、規則の一部改正を行うものです。

改正の内容につきましては、付則の第4項として、羽村市及び瑞穂町の区域内の小中学校に在学する児童または生徒の保護者が負担する給食費の令和7年度の特例として、給食費無償化に相当する保護者負担額の軽減を規定するものです。

なお、改正規則につきましては、令和7年4月1日から施行しております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（儘田文雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

何か質疑ございますか。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

お諮りします。議案第6号「臨時代理の報告及び承認を求めることについて〔羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則〕」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○教育長（儘田文雄） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

〔日程第4〕

○教育長（儘田文雄） 日程第4、報告事項1「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第1号）について」、事務局からの説明を求めます。

○給食課長（田島等） 教育長、給食課長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○給食課長（田島等） 報告事項1「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第1号）について」ご説明いたします。

お手元の報告事項1の資料「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第1号）」をご覧ください。

令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

によります。

収入支出予算の補正として、収入支出予算の補正の科目区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の収入支出の予算の金額は、「第1表 収入支出予算補正」によります。

2ページをご覧ください。

「第1表 収入支出予算補正」を記載していますが、内容については、3ページの「収入支出補正予算事項別明細書」で説明いたします。

収入です。

科目1の「小学校給食費」は、補正前の額2億1千779万1千円から補正額1億7千979万円を減額し、計で3千800万1千円とするものです。

内訳ですが、「現年度給食費」を1億7千979万円減額とするものです。

科目2「中学校給食費」は、補正前の額1億3千827万7千円から補正額1億1千96万円を減額し、計で2千731万7千円とするものです。

内訳ですが、「現年度給食費」を1億1千96万円減額とするものです。

科目4「諸収入」は、補正前の額15万3千円に補正額2億9千75万円を追加し、計で2億9千90万3千円とするものです。

なお、収入合計3億5千772万1千円に変更はございません。

以上で、「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食費会計補正予算（第1号）」の説明とさせていただきます。

○教育長（儘田文雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

いかがでしょうか。よろしいですかね。

（質疑なし）

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

続いて、報告事項の2、「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分について」、事務局からの説明を求めます。

○給食課長（田島等） 教育長、給食課長です。

○教育長（儘田文雄） お願いします。

○給食課長（田島等） お手元に配付いたしました、報告事項2の資料をご覧ください。

この不納欠損処分につきましては、「羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分（内規）」に基づき、処分を行ったものです。

不納欠損処分の内容ですけれども、「1不納欠損額」は、3世帯延べ7件で、合計24万9千230円です。

（1）小中学校別内訳が、小学校給食費は、羽村市の1件のみで、3万3千950円、中学校給食費は、羽村市が5件で17万4千720円、瑞穂町が1件で4万560円、計6件、21万5千280円です。

(2) 年度別内訳が、平成20年度から平成26年度までの各年度の金額については、記載のとおりとなっております。

「2不納欠損理由」ですが、この3世帯は内規第2条第6号「10年間滞納学校給食費が納入されないとき。」ということに該当するものでございます。

「3不納欠損日」は、令和7年3月31日です。

以上で、報告事項2「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食費不納欠損処分について」の説明とさせていただきます。

○教育長（儘田文雄） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑がございましたら、お願いしたいと思います。

(質疑なし)

○教育長（儘田文雄） ないようですので、質疑を終了します。

これをもちまして、令和7年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）を閉会します。

以上、会議の経過（概要）を記載し、その相違がないことを証するために、ここに署名をいたします。

令和7年4月23日

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

教育長

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

委員